

新地方公会計モデルに関するQ & A

(平成 23 年 3 月改訂版 追加分)

(固定資産評価方法の併存及び同一資産に対する評価方法の変更の可否)

問 1-4 個別の公有財産ごとに異なる評価方法を採用しても問題ないのか。また同一資産に対して、段階的整備に応じて評価方法を変更しても差し支えないのか。

答

- 1 資産の重要性や不動産鑑定評価の実施の有無により、異なる評価方法を採用することは差し支えないが、採用した資産評価の手法については注記すること。
- 2 評価方法の変更を禁止しているわけではなく、より個々の実態を反映した評価への変更については合理性が認められるものの、経年比較の観点からはみだりに評価方法を変更することは妥当ではない。

(簡易水道事業における耐用年数)

問 9-15 地方公共団体財政健全化法の健全化判断比率の算定にあたって、法非適用の公営事業の耐用年数について、簡易水道を 40 年としているが、改訂モデルの作成要領第 501 段では簡易水道は 38 年とされている。整合を図る必要はないのか。

答

- 1 簡易水道事業における耐用年数は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 501 段にあるとおり、「下水道事業以外の事業についても、有形固定資産の種別により耐用年数を別に定めることを妨げない。」とされており、健全化判断比率の算定上用いる 40 年としても差し支えない。

(法定外公共物について)

問 41-1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 149 段の③にある「表示登記が行われていない法定外公共物」を表示登記ないし測量した場合の取扱いはどのようにしたらよいか。

答

- 1 売却等のため表示登記ないし測量が行われ、確定されている法定外公共物については、売却見込額等をもって売却可能資産として計上することになる。

(資産の段階的整備と比較可能性)

問 61-1 総務省方式改訂モデルでは、公共資産情報の段階的整備が認められているが、団体により公有資産情報の整備段階が異なるため、財務書類の比較可能性が損なわれるのではないかと。

答

- 1 総務省方式改訂モデルでは公共資産情報の段階的整備を認めているため、すべての団体において公共資産情報の整備が完了するまでは、決算統計に基づく価額と固定資産台帳に基づく価額とが混在することとなる。
- 2 そのため、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 221 段では、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記するとともに、段階的整備の状況を附属明細書により明らかにするとしており、これにより一定の比較可能性が担保されるものと考えられる。

(資産の段階的整備における財源内訳の計上方法)

問 61-2 資産の段階的整備において、資産価額を決算統計上の金額から再調達価額等へ置き換えた際に、財源内訳が不明な場合にはどのような処理を行うのか。

答

- 1 資産価額を決算統計上の金額から再調達価額等へ置き換えた際に、多くの場合、資産価額が変わり、差額が生じると考えられるが、改訂モデルにおいては、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 220 段に記載されているとおり、決算統計で積み上げた財源内訳を修正せず、差額はすべて「資産評価差額」に計上するものとする。
- 2 例えば、決算統計上、資産の帳簿価額 100 (財源：国県補助金 50、地方債 40、一般財源 10) の資産を、帳簿価額 120 で置き換えた場合、貸方である財源内訳は、国県補助金 50、地方債 40、一般財源 10、資産評価差額 20 とし、所定の償却計算を続けるものとする。他方、同様の資産を 80 で置き換えた場合、貸方である財源内訳は、国県補助金 50、地方債 40、一般財源 10、資産評価差額△20 とする。
- 3 なお、決算統計上の金額による財源内訳は、個別の資産ではなく、資産全体あるいは資産グループ別の財源を表しているものである。したがって、段階的整備の中で一部の個別資産に係る財源内訳が正確に把握できた場合、固定資産台帳上はそのとおりの財源を記録するが、他のすべての資産の財源内訳が判明するまでは、貸借対照表上は資産評価差額以外の資産形成財源を修正する必要はない。

(無償譲渡が予定されている固定資産の評価)

問 61-3 無償譲渡が予定されている固定資産について、貸借対照表に計上する価額はどのように考えるべきか。

答

- 1 財務書類作成時点で無償譲渡することが合理的に予測可能である固定資産については、無償譲渡の意思が決定された時点において、備忘価額（1円もしくは1,000円など）により評価し、取得価額との差額は資産評価差額に計上する。

（不納欠損額の処理）

問 63-1 前年度末に回収不能見込額を計上しなかった債権を不納欠損処理した場合、当該処理額は、行政コスト計算書のどの科目に含めて計上されるか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第374段落に記載されているとおり、行政コスト計算書の回収不能見込計上額は、「N年度末回収不能見込額－N-1年度末回収不能見込額＋N年度不納欠損額」によって算定される。したがって、前年度末に回収不能見込額を計上しなかった債権を不納欠損処理した場合、当該処理額は回収不能見込計上額に含めて計上される。

（売却可能資産に係る注記）

問 68-1 採用した「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法（路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む）」は注記しなければならないとされているが、具体的にどのように注記するのか。

答

- 1 「売却可能資産の範囲」は、問66-1に対する回答に記載されているように、段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められており、また、実務上、一定面積以上の公有財産を対象としている場合もあると思われる。したがって、売却可能資産として計上した資産の範囲を注記することとしている。
- 2 また、「売却可能資産の算定方法」については、不動産鑑定価格、固定資産税評価額、固定資産税概要調書の地目別平均単価などを基準として売却可能資産の評価を行っていると思われるため、これら基準とした評価方法を注記するほか、一定の係数による割戻を行っている場合はその旨、割戻に用いた係数、評価基準日などについて、具体的な評価額の算定方法が分かるように注記する。資産の種類ごとに異なる算定方法を用いている場合は、資産の種類ごとに注記する。
- 3 注記する箇所については、附属明細書の売却可能資産明細表の表外に注記することが適当である。

(投資損失引当金に係る注記)

問 72-1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 265 段落で、投資損失引当金の計上方法を注記することとされているが、いずれの法人等に対する出資金等に対して投資損失引当金を計上したか注記する必要はあるか。

答

- 1 投資損失引当金の計上対象となった出資金等については、附属明細書の投資及び出資金明細表にて開示されるため、特段の注記は不要である。
- 2 なお、債権に係る回収不能見込額についても貸付金明細表等により開示されるため、回収不能見込額の計上対象となった債権を注記する必要はない。

(財政調整基金や減債基金から普通会計内の会計に対して貸付を行っている場合の処理)

問 72-2 財政調整基金や減債基金の中にも、普通会計への貸付金として運用するものがあるが、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 272 段落の趣旨及び実態を踏まえると、これらについても当該貸付金額を財政調整基金や減債基金の残高から控除する必要があるのではないか。

答

- 1 財政調整基金及び減債基金についても、普通会計内の会計に対する貸付金として運用しているものについては、これらを財政調整基金及び減債基金の貸借対照表計上額から控除する必要がある。
- 2 なお、財政調整基金や減債基金の中に普通会計への貸付金として運用するものがあることを示すため、その内容及び金額を注記するものとする。

(退職手当組合積立金の算定における積立金運用益相当額の按分方法)

問 72-3 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 280 段落で、「積立金運用益相当額は、退職手当組合のN年度末積立金とN年度歳入歳出差引の合計額から、全団体の累積負担金残額を控除した額とし、各加入団体の累積負担金残額に応じて按分する」とあるが、累積負担金残額がマイナスの団体に対する積立金運用益相当額の按分はどのように考えるのか。

答

- 1 原則として、累積負担金残額がマイナスの団体に対する積立金運用益相当額の按分額はゼロとする。
- 2 なお、累積負担金残額がマイナスの団体であっても、過去の一定期間において累積負担金残額がプラスであり、積立金運用益相当額への寄与が認められる場合は、各加入団体の累積負担金残額に代わる合理的な積立金運用益相当額の按分基準（例えば、累積負担金額など）を定め、累積負担金残額が

マイナスの団体に対して積立金運用益相当額を按分することも差し支えない。

(利子補給に係る債務負担行為)

問 73-1 N年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われている債務負担行為については貸借対照表の負債として計上することとされているが、利子補給に係る債務負担行為はこれに該当するのか。

答

1 利子補給は他団体等が利子償還金を支出した時点において、支出した事実に対して補助を行うものであり、当該団体がN年度末までにサービスの提供を受けたものではない。したがって、利子補給に係る債務負担行為を負債として計上する必要はない。

(退職手当引当金と翌年度支払予定退職手当の関係)

問 73-2 退職手当引当金の金額は、「N年度末に特別職を含む全職員（N年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当の額を除いた額」とされているが、翌年度支払予定退職手当の額を控除するのではなく、翌年度退職予定者がN年度末に普通退職した場合の退職手当支給見込額を控除するのが正しいのではないのか。

答

1 翌年度支払予定退職手当の額は、翌年度退職予定者の退職時の勤続年数や報酬月額、退職事由により算定されるため、N年度末に普通退職した場合の退職手当支給見込額とは金額が異なる。

2 しかしながら、翌年度支払予定退職手当を区分する趣旨は、翌年度に歳出が見込まれる額を情報として開示することであり、退職手当引当金総額の計算に影響を及ぼすものではない。

3 また、N年度末以降の勤続年数や報酬月額の増加は、N年度以降に発生した事象に基づくものであり、現段階での財務書類作成上は、それらの影響までを合理的に予測して債務の計算に厳密に反映させることは求めているところである。

(行政コスト計算書における経常収益の目的別区分)

問 73-3 行政コスト計算書において経常収益を目的別に区分している趣旨は、行政コストと財源の対応関係を示すためであると思料するが、行政コストとして計上されない普通建設事業費に充当された経常収益はどのように計上するのか。また、地方債元金償還額や災害復旧事業費についてはどうか。

答

- 1 資金収支計算書において支出と財源の対応関係を示すこととしているため、行政コスト計算書においては、行政コストと収益の厳密な対応関係までは求めていないところである。
- 2 したがって、行政コストとして計上されない普通建設事業費に充当された経常収益については、普通建設事業費と同じ目的別区分に計上するものとし、地方債元金償還額及び災害復旧事業費に充当された経常収益は、一般財源振替額に計上するものとする。

(災害復旧事業費に含まれる事業費支弁人件費の取り扱い)

問 73-4 普通建設事業費に含めた事業費支弁人件費は、有形固定資産の額に含めずに行政コスト計算書上の人件費に計上することとされているが、災害復旧事業費に含めた事業費支弁人件費も、純資産変動計算書の災害復旧事業費ではなく行政コスト計算書の人件費に計上するのか。

答

- 1 普通建設事業費に含まれる事業費支弁人件費は、建設に直接要した人件費を算定したものではなく、補助金算定上一定の割合で人件費を加算したものであるため、「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、この支弁人件費は資産の取得価額を構成するものとは認めていないところである。
- 2 一方、災害復旧費に含まれる事業費支弁人件費についても、補助金算定上一定の割合で人件費を加算したものであるが、支弁人件費に相当する額は実際に災害復旧のための時間外勤務手当等として支出されていることが想定されるものであり、臨時費用として純資産変動計算書の災害復旧事業費に含めて計上することが適当である。

(資金収支計算書における翌年度繰上充用金の取り扱い)

問 79-1 形式収支が赤字の場合、翌年度繰上充用金は資金収支計算書上どのように処理すべきか。

答

- 1 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 296 段落に記載されているとおり、形式収支が赤字の場合、貸借対照表上は「短期借入金（翌年度繰上充用金）」として表示され、「歳計現金」計上額はゼロとなる。
- 2 しかしながら、実際に「短期借入金（翌年度繰上充用金）」の増減は地方債の発行や償還のような手続が行われるものではないため、その増減は、資金収支計算書の「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」のいずれにも区分表示されるものではない。
- 3 そこで、資金収支計算書の「当年度歳計現金増減額」の上に「翌年度繰上充用金増減額」の欄を設け、N年度貸借対照表の「短期借入金（翌年度繰上充用金）」計上額とN-1年度貸借対照表の「短期借

入金（翌年度繰上充用金）」計上額との差額を計上するものとする。

- 4 平成 22 年 3 月に公表した「総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領（改訂版）」140 ページにおいても、その旨をお示ししているところである。

（基礎的財政収支（プライマリーバランス）の算定方法）

問 79-2 プライマリーバランスの算定において、財政調整基金及び減債基金の取崩額・積立額や、繰越金を控除するのはなぜか。当団体においては従前より当該算式により基礎的財政収支を算定していないが、プライマリーバランスの金額を、歳入・歳出より地方債・公債費を控除した額とすることは可能か。

答

- 1 基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、地方債の発行や償還、財政調整基金及び減債基金の積立てや取崩し、前年度末の現金残高である繰越金の影響を除いた歳入と歳出のバランスを示すものであるから、それらの影響を除いた算式としている。
- 2 多くの団体では従来当該算式によって基礎的財政収支（プライマリーバランス）を算定してきたところではないと思われるが、比較可能性を担保するため、総務省方式改訂モデルに基づいて資金収支計算書を作成する団体においては、資金収支計算書の注記における基礎的財政収支（プライマリーバランス）の金額は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 463 段落に記載された算定式に基づくものとする。
- 3 なお、従来各団体が開示してきた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の金額との整合性を確保するために追加的な説明や注記を行うことは差し支えない。

（共同設立の土地開発公社の比例連結時の按分比率）

問 82-1 実務研究会報告書第 483 段において、共同設立の土地開発公社について、「ただし、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体が特定できない場合は、設立主体である各地方公共団体が出資比率に応じて比例連結を行うものとする。」とあるが、土地の取得や借入金の実態は出資割合と異なることがある。比例連結する場合の按分比率は必ず出資割合によらなければならないのか。

答

- 1 共同設立された土地開発公社の中には、設立団体からの借入金、設立団体から依頼を受けた土地の取得について、設立団体間の資金負担割合が出資割合と大きく異なる場合がある。
- 2 この場合、出資割合で按分して比例連結を行うと実態を反映しない場合があるため、原則として以

下の（１）の方法により、（１）によることが困難な場合は、（２）の方法により按分するものとする。

（１） 構成団体固有の項目と共有の項目とに分けて按分する方法

構成団体固有の項目（依頼土地及び依頼土地に係る借入金、当該年度の土地の売買に関する項目は、それぞれの団体に帰属する金額をもって連結を行い、それ以外の共有の項目については出資比率に応じて按分する。

（２） すべての項目を一律に按分する方法

地方公共団体財政健全化法施行規則第 12 条第 2 号に定める「設立団体間で協議の上定めた割合」（参考：健全化判断比率を算定するための様式 4 ⑥ B 表土地開発公社の負債額の様式中（17）の割合）を、比例連結を行う際の按分比率とする。

（昭和 46 年以前の地方公営企業（法非適用）の決算統計データの取得）

問 84-1 昭和 44 年度からの決算統計データについては Q & A の問 84 にあるように、L G - W A N のデータベースで公表しているが、地方公営企業（法非適用）については、昭和 47 年度以降のデータしか掲載されていない。昭和 44 年から 46 年のデータの取得は可能か。不可能な場合は対処方法を示してほしい。

答

- 1 地方公営企業決算状況調査における昭和 46 年以前のデータが存在しないため、昭和 46 年度以前に取得された資産等については「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 238 段の取扱いにより、重要なものについては再調達価額で資産計上する。